

障害保健福祉関係担当者会議資料
「障害者自立支援法等の一部改正法について」

平成23年9月27日(火)

社会・援護局障害保健福祉部

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令」について

【概要】

1. 概要

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日は、原則、平成24年4月1日とする。

ただし、法第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条、第19条第3項、第28条第1項、第32条第1項、第34条第1項及び第3項並びに第35条第1項の改正規定並びに同法附則第1条第3号、第18条第2項、第39条、第56条第1項、第81条第1項及び第85条第2項の改正規定、法第4条中児童福祉法（昭和22年法律第164号）第26条第1項第2号、第63条の3の2第1項ただし書及び第63条の4の改正規定並びに法第6条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項の改正規定（「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める部分に限る。）並びに法附則第40条、第43条、第46条、第48条、第50条、第53条、第57条、第62条、第64条、第67条及び第70条の規定の施行期日は、平成23年10月1日とする。

2. 施行日

平成23年10月1日

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」について

【概要】

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整備を図るもの。

2. 改正の概要

(1) 障害者自立支援法施行令の一部改正

① 同行援護の創設関係

同行援護について、国及び都道府県が負担する障害福祉サービス費等負担対象額の算定に当たっては、既存のホームヘルプサービスと同様、障害者等の障害程度区分等を勘案して厚生労働大臣が定める基準にサービスを受けた人数を乗じて算定した額に限ることとする。（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 44 条）

② 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

特定障害者特別給付費の支給の対象となる障害福祉サービスに共同生活介護、共同生活援助等を加えるとともに、これらのサービスを行う指定障害福祉サービス事業者から共同生活介護、共同生活援助等を受けた特定障害者に対し、共同生活住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を支給することとする。（令第 21 条の 2 及び第 21 条の 3。厚生労働省令及び告示において月額 1 万円の家賃補助を規定。）

③ その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行う。

(2) 児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行令の一部改正

やむを得ない理由により市町村が行う措置の対象となる障害福祉サービスに同行援護を追加する。（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 26 条第 1 項及び身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 18 条）

(3) 関係政令の改正

消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）その他関係政令につき、整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの修正等所要の改正を行う。

3. 施行日

平成 23 年 10 月 1 日

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」について

【概要】

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、関係省令の規定の整備を図るもの。

2. 改正の概要

(1) 障害者自立支援法施行規則の一部改正

① 同行援護の創設関係

ア 同行援護として供与される厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する障害者等をいう。）につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助とする。（障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。）第 1 条の 4 の新設）

イ 整備法による改正後の法第 5 条第 10 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに同行援護を追加する。（省令第 6 条の 3 の一部改正）

ウ 法第 23 条に規定する厚生労働省令で定める期間に係る規定に同行援護に係る規定を追加する。（省令第 15 条第 1 項第 1 号の一部改正）

エ 指定障害者福祉サービス事業者（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。⑤において同じ。）の指定の申請方法に係る規定に同行援護に係る規定を追加する。（省令第 34 条の 7 の一部改正）

オ 指定障害者福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等に係る規定に同行援護に係る規定を追加する。（省令第 34 条の 23 の一部改正）

② 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

ア 特定障害者特別給付費の支給対象となる共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた障害者は、障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項第 4 号に掲げる者に該当するものとする。（省令第 34 条の 2 の一部改正）

イ 令第 21 条の 2 に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。（省令第 34 条の 2 の 2 関係）

ウ 共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた障害者は、特定障害者特別給付費の支給の申請に当たり、受給者証等に加え、入居している共同生活住居に係る家賃の額を証する書類を添付するものとする。（省令第 34 条の 3 第 2 項の一部改正）

(2) 介護給付費等の請求に関する省令の一部改正

同行援護の創設及び特定障害者特別給付費の対象拡大に伴い、介護給付費等の請求に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 170 号）に規定する介護給付費・訓練等給付費明細書の様式等の一部改正を行う。

(3) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

① 同行援護の創設関係

ア 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を適切かつ効果的に提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならないものとする。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準省令」という。）第 4 条の一部改正）

イ 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業の従業員の員数、管理者等に係る基準については、指定居宅介護事業者に係る基準を準用するものとする。（基準省令第 7 条、第 8 条第 2 項、第 43 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の一部改正）

ウ 指定重度障害者等包括支援事業者が、従業者に、その同居の家族である利用者に対して提供をさせてはならない障害福祉サービスとして同行援護を追加する。（基準省令第 132 条第 2 項の一部改正）

エ 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例に係る規定に、同行援護に係る規定を追加する。（基準省令附則第 18 条の 2 第 1 項の一部改正）

② 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

指定共同生活介護事業者又は指定共同生活援助事業者が支給決定障害者から受けることができる家賃について、特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者又は指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とするものとする。（基準省令第 143 条第 3 項第 2 号及び第 213 条の一部改正）

(4) 介護保険法施行規則の一部改正

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める実務の経験に係る規定に同行援護に係る規定を追加する。（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 113 条の 2 第 3 号ロの一部改正）

(5) その他関係省令の一部改正

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）その他の関係省令につき、整備法の一部の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行う。

3. 施行日

平成 23 年 10 月 1 日

「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令」について

【概要】

1. 現行制度の概要

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）においては、一定の場合については社会福祉法人等に公営住宅を使用させることが認められている（同法第 45 条）。

この一定の場合とは、社会福祉法人その他公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号。以下「省令」という。）第 2 条に規定する者が省令第 1 条に規定する事業を行う場合で、国土交通大臣の承認を得たときとされている。

2. 改正の概要

今回の改正は、新たなサービスの類型として、同行援護に係る規定を障害者自立支援法に追加したことにより、条項ズレが生じたため、改正するものである。

3. 施行日

平成 23 年 10 月 1 日

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の改正等について

【概要】

1. 改正等の概要

(1) 同行援護の創設関係

同行援護サービスが創設されることに伴い、報酬、国庫負担基準、特定事業加算等の設定や、サービスを提供する従業者要件の追加等など関係告示を改正する。

(2) 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

改正後の障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 21 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する共同生活住居費の基準費用額を 1 万円に設定する。

(3) その他

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）の一部の施行に伴い、必要となる条項ズレの改正等所要の改正を行う。

2. 適用日

平成 23 年 10 月 1 日

参 考

本号で公布された 法令のあらまし

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定
める政令（政令第二九五号）（厚生労働省）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律
の整備に関する法律（以下「法」という。）附則第
一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二四
年四月一日とすることとした。ただし、法第二条
中障害者自立支援法（平成一七年法律第一二二号）
第五条、第一九条第三項、第二八条第一項、第三
二条第一項、第三四条第一項及び第三項並びに第
三二条第一項の改正規定並びに同法附則第一条第
三号、第一八条第二項、第三九条、第五六条第一
項、第八一条第一項及び第八五条第二項の改正規
定、法第四条中児童福祉法（昭和二二年法律第一
六四号）第二六条第一項第二号、第六三条の三の
二第一項ただし書及び第六三条の四の改正規定並
びに法第六条中精神保健及び精神障害者福祉に関
する法律（昭和五五年法律第一二二号）「第四九条
第一項の改正規定（第五條第一七項）」を「第五九
条第一八項」に改める部分に限る。並びに法附則第
四〇条、第四三条、第四六条、第四八条、第五〇
条、第五三条、第五七条、第六二条、第六四條、
第六七条及び第七〇条の規定の施行期日は、平成
二三年一〇月一日とすることとした。

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関
係政令の整備に関する政令（政令第二九六号）
（厚生労働省）

一 障害者自立支援法施行令の一部改正関係
1 特定障害者特別給付費の支給に関する事項
（一）特定障害者特別給付費の対象となる障害
福祉サービスに、共同生活介護、共同生活

援助その他これらに類するものとして厚生
労働省令で定めるものを追加することとし
た。（第二条の二関係）

（二）特定障害者特別給付費の支給（第二条
の三関係）

（1）指定障害者支援施設等から特定入所等
サービスを受けた特定障害者に対して支
給する特定障害者特別給付費の額は、指
定障害者支援施設等における食事の提供
及び居住に要する平均的な費用の額を勘
案して厚生労働大臣が定める費用の額か
ら平均的な家計における食費及び居住に
要する費用の状況並びに特定障害者の所
得の状況その他の事情を勘案して厚生勞
働大臣が定める方法により算定する額を
控除して得た額（その額が現に食事の提
供及び居住に要した費用の額を超えるこ
ときは、当該現に食事の提供及び居住に
要した費用の額）とすることとした。

（2）指定障害福祉サービス事業者から特定
入所等サービスを受けた特定障害者に対
して支給する特定障害者特別給付費の額
は、共同生活住居における居住に要する
平均的な費用の額を勘案して厚生労働大
臣が定める費用の額に相当する額（その
額が現に居住に要した費用の額を超える
ときは、当該現に居住に要した費用の額）
とすることとした。

2 障害福祉サービス費等負担対象額に係る都
道府県及び国の負担に関する事項
障害福祉サービス費等負担対象額のうち、
各市町村の支弁する介護給付費等に同行援
護に係るものも含むこととした。（第四四
条第三項関係）

二 児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行
令の一部改正関係
やむを得ない事由により市町村が行う措置の
対象となる障害福祉サービスに同行援
護することとした。（児童福祉法施行令第二
六条第一項及び身体障害者福祉法施行令第
一八条）

三 この政令は、平成二三年一〇月一日から施行
することとした。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定
める政令（政令第二九五号）

内閣は、障がい者制度改革推進本部等における
検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すた
めの間にいて障害者等の地域生活を支援す
るための関係法律の整備に関する法律の一
部の施行期日を定める政令

内閣は、障がい者制度改革推進本部等にお
ける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見
直すための間にいて障害者等の地域生活を
支援するための関係法律の整備に関する法律
（平成二二年法律第七十一号）附則第一
条第三号の規定に基づき、この政令を制定
する。

政 令

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定
める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令をここに公布す
る。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

三条、第四六条、第四八条、第五〇条、第五
十三条、第五七条、第六二条、第六四條、第
六十七條及び第七〇条の規定の施行期日は、平
成二十三年十月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修
総務大臣 川端 達夫
財務大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山洋子
国土交通大臣 前田 武志

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すための間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

第二十一条の二を次のように改める。
（特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス）

第二十一条の二 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

第二十一条の三第一項を次のように改める。
特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者（法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。）を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）
- 二 指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活居住（法第三十四条第一項に規定する共同生活居住をいう。次項において同じ。）における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（同項において「共同生活住居費の基準費用額」という。）に相当する額（その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額）

第二十一条の三第二項中「又は食費等」を若しくは「食費等」に改め、「方法」の下に「又は共同生活住居費の基準費用額」を加え、「又は居住」を「若しくは居住」に改め、「要する費用」の下に「又は共同生活住居における居住に要する費用」を加える。

第二十一条の四の表第二十九条第二項の項中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」をいう。以下この条において同じ。の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加え、同表第二十九条第五項の項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、同表第二十九条第七項の項読み替える字句の欄中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

第二十二條第一項中（法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）を削る。

第四十四條第三項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

（児童福祉法施行令の一部改正）
第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「同條第四項」の下に、規定する同行援護、同條第五項を加え、同條第九項を「同條第十項」に改め、同條第二項中「第五條第七項」を「第五條第八項」に改め、同條第三項中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。

第二十七條の二第二項第四号中「第五條第七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）
第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七條の二第二項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改め、同條第二十二項を「同條第二十三項」に改め、同條第六項を「同條第七項」に改め、同條第十四項を「同條第十五項」に改め、同條第十五項を「同條第十六項」に改める。

第七十四條の三十二第二項及び第七十四條の四十九の十二第二項中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）
第四条 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第十二項を「同條第十三項」に改め、同條第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第十八條中「又は同條第九項」を「同條第十四項」に改め、同條第十項を「同條第十一項」に改める。

第十九條中「第五條第六項」を「第五條第七項」に改め、同條第十三項を「同條第十四項」に改め、同條第十四項を「同條第十五項」に改め、同條第十五項を「同條第十六項」に改め、同條第二十條中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。

第二十一條中「第五條第十項」を「第五條第十一項」に改め、同條第十六項を「同條第十七項」に改める。

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）
第五条 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改め、同條第十三項を「同條第十四項」に改め、同條第十四項を「同條第十五項」に改め、同條第十五項を「同條第十六項」に改め、同條第二十條中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）
第六条 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「第五條第六項」を「第五條第七項」に改め、同條第十三項を「同條第十四項」に改め、同條第十四項を「同條第十五項」に改め、同條第十五項を「同條第十六項」に改め、同條第十五項を「同條第十六項」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）
第七条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の十四第一項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改め、同條第二十二項を「同條第二十三項」に改め、同條第六項を「同條第七項」に改め、同條第十四項を「同條第十五項」に改め、同條第十五項を「同條第十六項」に改める。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部改正）
第八条 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改め、同條第六項を「同條第七項」に改める。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部改正）
一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百三十九号）第七條の二第一項第二号

二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第四條の二第一項第二号

三 非営勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六條の二第一項第二号

四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百八十三号）第六條の二第一項第二号

五 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第五條の二第一項第二号

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）
第九条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第三号中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に改め、「売渡」を「売渡し」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）
第十条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に改め、同條第六項を「同條第七項」に改め、同條第十三項を「同條第十四項」に改め、同條第十四項を「同條第十五項」に改め、同條第十五項を「同條第十六項」に改める。

（知的障害者福祉法施行令の一部改正）
第十一条 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同條第四項」を「同條第五項」に改め、同條第九項を「同條第十項」に改める。

第三十二条「第五項第六項」を「第五項第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第十四条「第五項第十項」を「第五項第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

(消防法施行令の一部改正)
第十二条 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(内)の項口中「第五項第八項」を「第五項第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項八中「第五項第六項から第八項まで、第十項」を「第五項第七項から第九項まで、第十項」に、「第十三項から第十六項まで」を「第十四項から第十七項まで」に改める。

(豪雪に際して地方公共団体の行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令等の一部改正)
第十三条 次に掲げる政令の規定中「第五項第十項」を「第五項第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一 豪雪に際して地方公共団体の行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和四十年政令第三百八十二号)第一条第七号

二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)第四条第三号

三 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第二条第一項第一号

四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百一十八号)第七号第九号

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百五十五号)第六号第五号

(活動火山対策特別措置法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)
第十四条 次に掲げる政令の規定中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

一 活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号)第四条第七号

二 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百一十二号)第三十八号の二第七号

(大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正)
第十五条 次に掲げる政令の規定中「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

一 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)第四条第十四号

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)第三条第十四号

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)第三条第十四号

(消費税法施行令の一部改正)
第十六条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三第六号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)
第十七条 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第四号の三中「第五項第十七項」を「第五項第十八項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)
第十八条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五項第五項」を「第五項第六項」に、「療養介護、同条第六項」を「療養介護、同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特別に関する政令の一部改正)
第二十条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特別に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五項第十七項第二号」を「第五項第十八項第二号」に改める。

附則
この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修
総務大臣 川端 達夫
法務大臣 平岡 秀夫
財務大臣 安住 淳
文部科学大臣 中川 正春
厚生労働大臣 小宮山洋子
国土交通大臣 前田 武志
防衛大臣 一川 保夫

府 令

○内閣府令第五十一号

食品衛生法(昭和二十二法律第二百三十三号)第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 牛の食肉(内臓を除く)であって、生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く)。

第一条第二項中「前項に定める食品」を「前項(第十一号を除く)に定める食品」に改め、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 牛の食肉(内臓を除く)であって生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項

イ 生食用である旨

ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ 法第十九条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「加工施設」という)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

二 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

○厚生労働省令第百十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一条を加える。

（法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の四 法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（法第二十一条第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）につき、外出時において、当該障害者等と同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。

第二条の見出し中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、同条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、「法第二十一条第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。」を削る。

第二条の二（見出しを含む。）及び第二条の三（見出しを含む。）中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第二条の四（見出しを含む。）、第二条の五（見出しを含む。）、及び第二条の六（見出しを含む。）中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第三条（見出しを含む。）、及び第四条（見出しを含む。）中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条（見出しを含む。）、及び第六条（見出しを含む。）中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の三（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改め、同条中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第六条の四（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の五（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）、及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）、及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十一（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十二（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十三（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十四（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十五（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十七（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十八（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の十一（見出しを含む。）中「第五条第十七項第一号」を「第五条第十八項第一号」に改める。

第六条の十二（見出しを含む。）中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

第六条の十七（見出しを含む。）中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

第十五条第一項第一号中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第三十四条の二中「二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を「次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

（令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第三十四条の二の二 令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

第三十四の三第一項第二号中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害者福祉サービス事業者」を加え、同条第二項第三号中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改め、「書類」の下に「施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 入居している共同生活住居（法第二十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。）に係る居住に要する費用の額を証する書類（共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの）に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

第三十四条の七の見出し、同条第一項及び第三十四条の二十三第一項第一号中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

附則第一条の三の見出し中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

附則第一条の五の次に次の一条を加える。

第一条の六 平成二十三年十月一日になされた支給決定（同行援護に係るものに限る。）に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」とする。（介護給付費等の請求に関する省令の一部改正）

第二条 介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を「第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護」に改める。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第七条及び第八条第二項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第四十三条第一項中「第四十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「第四十二条」を「前条」に改め、「規定は、」の下に「同行援護及び」を加える。

第四十八条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第九十条第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第二項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第九十二条第二項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第九十七条中「第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「第三十四条第一項に規定する共同生活住居」に改め、「この章において」を削る。

第九十九条第三項第一号中「家賃」の下に、「(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。))」は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により当該利用者へ支給がされたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。」を加える。

第二百七条中(法第五条第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。))を削る。

第二百三十三条中「同条第二項協力歯科医療機関」を「同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百三十三条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは、「当該指定共同生活援助事業者」に改める。

附則第七条第一項中(法第五条第十項又は第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。))を削る。

附則第十八条の二第一項中、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、「法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改め、同条第二項中「法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改める。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第四条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の十七第七項第四号中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第五条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第六条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第六項中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第七条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第四十号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第十条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九十二条の二第二号イ中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同号ロ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第三号イ中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同号ロ中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第五項を「同条第六項」に改める。

第九十七条第一項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同条第二項第九号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)

第十一条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）
第十二条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五号第四号中「第五号第十二項」を「第五号第十三項」に改め、同条第五号の二中「同条第六項」を「同条第七項」を「同条第十三項」に改め、同条第七号中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）
第十三条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第三号イ中「第二十一号の三第一項」に規定する食費等の費用基準額を「第二十一号の三第一項第一号」に規定する食費等の基準費用額に、「同令第二十一号の三第一項」を「第二十一号」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）
第十四条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五号第十七項第二号」を「第五号第十八項第二号」に改める。

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）
第十五条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に改める。

（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
第十六条 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「第五号第十七項」を「第五号第十八項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）
第十七条 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）
第十八条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五号第十二項」を「第五号第十三項」に改める。

（厚生労働省告示第三百二十七号）
国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日
第一条中「第六百六十五條」を「第六百二十五條」に、「国立障害者リハビリテーションセンター学院」を「国立障害者リハビリテーションセンターの学院」に、「同規則第七百四條」を「同令第六百九十五條」に改める。

（厚生労働省告示第三百二十八号）
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日
本文中「第七」を「第八」に改める。

（厚生労働省告示第三百二十九号）
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第八十七條第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように変更し、平成二十三年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年九月二十二日
第一の二の一「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

別表第三の一の項を次のように改める。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援

（厚生労働省告示第三百三十号）
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）附則第二十一條第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日
別表第一の二中「第九」を「第十」に、「第十」を「第十一」に改め、同11の注中「第五号第一項第二号」を「第五号第十八項第二号」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第344号(三十一号)
 障害者福祉改革推進本部等が行う施策を踏まえ、障害者福祉施策を見直すための間に、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、併せて障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項及び第三十条第二項並びに附則第十二条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎障害者福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第555号(三十三号))の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
 平成二十三年九月二十一日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一条(第一号第三号及び第四号第五号第六号第七号第八号第九号第十号第十一号第十二号第十三号第十四号第十五号第十六号第十七号第十八号第十九号第二十号第二十一号第二十二号第二十三号第二十四号第二十五号第二十六号第二十七号第二十八号第二十九号第三十号第三十一号第三十二号第三十三号第三十四号第三十五号第三十六号第三十七号第三十八号第三十九号第四十号第四十一号第四十二号第四十三号第四十四号第四十五号第四十六号第四十七号第四十八号第四十九号第五十号第五十一号第五十二号第五十三号第五十四号第五十五号第五十六号第五十七号第五十八号第五十九号第六十号第六十一号第六十二号第六十三号第六十四号第六十五号第六十六号第六十七号第六十八号第六十九号第七十号第七十一号第七十二号第七十三号第七十四号第七十五号第七十六号第七十七号第七十八号第七十九号第八十号第八十一号第八十二号第八十三号第八十四号第八十五号第八十六号第八十七号第八十八号第八十九号第九十号第九十一号第九十二号第九十三号第九十四号第九十五号第九十六号第九十七号第九十八号第九十九号第一百号)
 第一号第三号「第一号第三号及び第四号第五号第六号第七号第八号第九号第十号第十一号第十二号第十三号第十四号第十五号第十六号第十七号第十八号第十九号第二十号第二十一号第二十二号第二十三号第二十四号第二十五号第二十六号第二十七号第二十八号第二十九号第三十号第三十一号第三十二号第三十三号第三十四号第三十五号第三十六号第三十七号第三十八号第三十九号第四十号第四十一号第四十二号第四十三号第四十四号第四十五号第四十六号第四十七号第四十八号第四十九号第五十号第五十一号第五十二号第五十三号第五十四号第五十五号第五十六号第五十七号第五十八号第五十九号第六十号第六十一号第六十二号第六十三号第六十四号第六十五号第六十六号第六十七号第六十八号第六十九号第七十号第七十一号第七十二号第七十三号第七十四号第七十五号第七十六号第七十七号第七十八号第七十九号第八十号第八十一号第八十二号第八十三号第八十四号第八十五号第八十六号第八十七号第八十八号第八十九号第九十号第九十一号第九十二号第九十三号第九十四号第九十五号第九十六号第九十七号第九十八号第九十九号第一百号」を「第一号から第四号及び第九号から第十号」に改め、

第二号「第一号第二号」を「第一号」に改め、

第三号「第一号第三号」を「第一号」に改め、

第四号「第一号第四号」を「第一号」に改め、

第五号「第一号第五号」を「第一号」に改め、

第六号「第一号第六号」を「第一号」に改め、

第七号「第一号第七号」を「第一号」に改め、

第八号「第一号第八号」を「第一号」に改め、

第九号「第一号第九号」を「第一号」に改め、

第十号「第一号第十号」を「第一号」に改め、

第十一号「第一号第十一号」を「第一号」に改め、

第十二号「第一号第十二号」を「第一号」に改め、

第十三号「第一号第十三号」を「第一号」に改め、

第十四号「第一号第十四号」を「第一号」に改め、

第十五号「第一号第十五号」を「第一号」に改め、

第十六号「第一号第十六号」を「第一号」に改め、

第十七号「第一号第十七号」を「第一号」に改め、

第十八号「第一号第十八号」を「第一号」に改め、

第十九号「第一号第十九号」を「第一号」に改め、

第二十号「第一号第二十号」を「第一号」に改め、

第二十一号「第一号第二十一号」を「第一号」に改め、

第二十二号「第一号第二十二号」を「第一号」に改め、

第二十三号「第一号第二十三号」を「第一号」に改め、

第二十四号「第一号第二十四号」を「第一号」に改め、

第二十五号「第一号第二十五号」を「第一号」に改め、

(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 750単位

(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 833単位

(7) 所要時間3時間以上の場合 916単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

身体介護を伴わない場合

(1) 所要時間30分未満の場合 105単位

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

注1 イにあっては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあっては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に対して、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護、非せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことを行う。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス等の事業を行う者(3において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基礎該当障害福祉サービス等の事業を行う者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)を行った場合に、所定単位数を算定すること。

(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

(2) 次のイ及びロのいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にあること。

イ 区分2以上に該当していること。

ロ 認定調査表における次のイからエまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

それイからエまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

a2-5 「3. できない」

b2-6 「2. 見守り等」, 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

c2-7 「2. 見守り等」, 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

d4-5 「2. 見守り等」, 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

e4-6 「2. 見守り等」, 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

2 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定する。

6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(1) 所要時間30分未満の場合 254単位

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 402単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 584単位

(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 667単位

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定
 同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分
 に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるい
 らかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算(イ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算(ロ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算(ハ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又
 は基準該当同行援護事業所(以下「指定同行援護事業所等」という。)の同行援護従業者が
 指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する
 単位数を所定単位数に加算する。

9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任
 者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用
 者の同行援護計画において計画的に訪問することとなつていない指定同行援護等を緊急に
 行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき
 100単位を加算する。

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けつつは旧法施設支援を受け
 ている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、同行援護サー
 ビス費は、算定しない。

2 初回加算 200単位
 注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービ
 ス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等
 を行った場合は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指
 定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービス提供責任者が同行
 した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150単位
 注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において適用する指定障
 害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合は、1月につき所
 定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第3341号
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間におい
 て障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第一項の規定
 に基づき、補給員の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成十八年厚生労
 働省告示第五百二十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一項中「第五十九条第十項」を「第五十九条第十項」に改める。
 ○厚生労働省告示第3342号
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間におい
 て障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十四条第三項第
 一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基
 準等(平成十八年厚生労働省告示第五百二十号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日
 から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一項中「第8」を「第9」に改める。
 第一項中「イからラまで」を「イからリまで」に改め、同号ロ中「重度訪問介護」の下に「同行
 援護」を加え、同号ハの(3)中「第5」を「第6」に、「第11」を「第12」に、「第12」を「第13」に、「第
 13」を「第14」に、「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同ハの(4)中「第9」を「第10」
 に改め、同ロの(3)中「第6」を「第7」に改め、同号ハ中「第16」を「第17」に改め、同号イ中(1)
 及び(2)を「(1)から(3)まで」に改め、同ハの(3)中「第8」を「第4」に改め、同(2)を同ハの(3)とす
 同ハの(1)の次に次のように加える。

- (2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態
 に相当する心身の状態にあるもの
- 第二項に次のように加える。

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者(ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単
 位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。)。次の(1)及び
 (2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

- (1) (2)に掲げる者以外のもの
- (2) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。及び経過的居宅介護
 利用型共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。))

九、八九〇単位
 一、七〇〇単位

○厚生労働省告示第3344号
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間におい
 て障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の第三項
 第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の第三項の規定に基づき食費等の基準
 費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号)の一部を
 次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改める。
 ○厚生労働省告示第3345号
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間におい
 て障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備
 及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五十条第一項(同令第七十条におい
 て準用する場合を含む。)(及び第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。))
 の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚
 生労働省告示第五百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一条中第十五号を第十八号とし、第十号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十
 一とす、同号の次に次の一号を加える。
 十二 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとし
 て都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以降に当該研
 修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付
 を受けた者
 第一条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を
 加える。
 八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして
 都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修
 了した旨の証明書の交付を受けた者
 第一条中第五号を第六号とし、第四号中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号を同条第五号と
 し、同条第三号の次に次の一号を加える。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

四 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものを用い、以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第三中「別表第三（第四号関係）」を「別表第五（第五号関係）」に改め、別表第三を別表第五とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第二（第四号関係）

区分	科目	時間数	備考
合 計	視覚障害者（児）福祉サービス	一	
	同行援護の制度と従業者の業務	二	
	障害・疾病の理解①	二	
	障害者（児）の心理①	一	
	情報支援と情報提供	二	
	代筆・代読の基礎知識	二	
	同行援護の基礎知識	二	
	基本技能	四	
	応用技能	四	
	合 計		二〇

別表第四（第四号関係）

区分	科目	時間数	備考
合 計	障害・疾病の理解②	一	
	障害者（児）の心理②	一	
	場面別基本技能	三	
	場面別応用技能	三	
	交通機関の利用	四	
合 計		一二	

（注）この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

○厚生労働省告示第三百三十六号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）及び障害者自立支援法に基づく指定旧施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日
厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号の表以外の部分中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、同号の表を次のように改める。

地域区分	サービス種類	割 合
特別区	旧知的障害者通勤療養支援	千分の千四十八
	就労継続支援	千分の千六十八
	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	千分の千七十一
	自立訓練	千分の千七十
	就労移行支援	千分の千七十一
	居宅介護	千分の千七十二
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	児童デイサービス	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	相談支援	
生活介護	千分の千七十三	
旧身体障害者更生施設支援		
旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合）	千分の千七十五	
施設入所支援	千分の千七十九	
旧身体障害者療養施設支援	千分の千八十	
旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合）	千分の千八十六	
旧知的障害者授産施設支援	千分の千八十六	
旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合）	千分の千九十七	
共同生活援助	千分の千九十七	
共同生活介護	千分の千九十八	

旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合）	千分の千二十二
共同生活援助	千分の千二十三
共同生活介護	千分の千二十四
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 相談支援	千分の千
旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療養施設支援 旧身体障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者通所支援	

○厚生労働省告示第三百二十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号イの(1)、(3)及び(5)中「すべて」を「全て」に改め、同イの(6)中「第五百三十八号」の下に「以下「居宅介護従業者基準」という。」を加え、同イの(7)中「すべて」を「全て」に改める。
第二号イの(1)、(3)、(5)及び(8)中「すべて」を「全て」に改める。
第六号中「第13」を「第14」に、「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同号を第八号とする。

第五号中「第8」を「第9」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を第七号とする。

第四号中「第3」を「第4」に改め、同号イの(1)、(3)、(5)及び(7)中「すべて」を「全て」に改め、同号を第六号とする。

第三号中「第3」を「第4」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。
三 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の(1)の厚生労働大臣が定める基準別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項まで当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。
四 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者（登録型の同行援護従業者（あらかじめ指定同行援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定同行援護を行う同行援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
(2) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。
(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
(二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービスの提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。

(3) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
(4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
(5) 当該同行援護事業所の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。
(6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一号第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第四に係るものに限る。）の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者（以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。

(7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。
(8) 指定障害福祉サービス基準第七号において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。
ロ 特定事業所加算(1)

ハ 特定事業所加算(1)

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

別表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

測定項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力 視力	1. 普通(日常生活に支障がない。)	2. 約10離れた視力測定表の図は目の前に置いた場合は見ることができない。視力測定表の図は見ることもできないが、遠ざかることと見ることができない。	4. ほとんど見えない。見えているのか判断不能である。		矯正視力による判定とする。
視野 視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合の評価する。	
歩行 歩行	1. 視覚・聴覚・平衡感覚等による障害等がない。 2. 歩行の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の歩行の際、横たわった場所以外では歩行できない程度の視覚・聴覚等の能力の低下がある。		視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、歩行等の障害を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見を添付する。	人的支援なしに、歩行が可能な歩行が「歩行で断ずる」と判断する。
移動手段 移動手段	1. 横たわっていない場所であっても歩行ができる。	2. 横たわった場所での歩行のみができる。	3. 横たわった場所であっても歩行ができない。	歩行による移動手段の補助器具(杖、歩行器、歩行車等)の使用が認められる場合は、歩行が可能な歩行が「歩行で断ずる」と判断する。	人的支援なしに、視覚・聴覚・平衡感覚等による歩行が可能な歩行が「歩行で断ずる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、難治性近視、白内障等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

○厚生労働省告示第百三十八号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第八十二条第四項(第九十五条において準用する場合を含む。)、第百二十条第四項、第百五十九条第四項(第百六十四条、第百七十二條、第百八十四条、第百九十七條、第百九十九条及び第百六条において準用する場合を含む。)、及び第百七十条第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二條)第十九条第四項(同令附則第十四条において読み替えて適用する場合を含む。)、の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第百四十五号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日
厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号口中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第百三十九号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件(平成十八年厚生労働省告示第百四十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日
厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「第一」を「第一」に改め、「注2」の下に、「同表の第3の1の同行援護サービスの注5」を加え、「第3」を「第4」に改め、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

○厚生労働省告示第百四十号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第百二十七条第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第百四十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日
厚生労働大臣 小宮山洋子

第二号中「第8」を「第9」に改める。

○厚生労働省告示第百四十一号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスの提供に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第百四十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日
厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「同告示」を「居宅介護従業者基準」に、「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第二号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十五号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第三号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十五号から第十八号まで」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第四号中「第六号又は第九号」を「第七号又は第十一号」に改める。

○厚生労働省告示第百四十二号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第百四十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

○厚生労働省告示第344号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第8」を「第9」に改め、同号イ中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、同号ロ中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第二号中「第8」を「第9」に改める。

○厚生労働省告示第345号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)附則第三項第二項及び附則第四項第一項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)附則第二項第一項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)附則第二項第二項及び附則第三項第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第二項第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二号中「第4」を「第5」に改める。

第三号中「第5」を「第6」に改める。

第四号中「第10」を「第11」に改める。

○厚生労働省告示第346号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第4」を「第5」に改める。

第二号中「第5」を「第6」に「第10」を「第11」に改める。

第三号中「第9」を「第10」に「第10」を「第11」に「第12」を「第13」に「第16」を「第17」に改める。

○厚生労働省告示第347号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の第二項(同法第六十三条の三)の第三項において読み替えて適用する場合を含む)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の2中「第9」を「第10」に「第16」を「第17」に改める。

○厚生労働省告示第348号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者見られる厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「第7」を「第8」に改める。

○厚生労働省告示第349号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第百三十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び各号列記以外の部分中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改める。

第一号ハ中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改め、同号ニ中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改める。

○厚生労働省告示第350号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「注10」の下に、「第3の1の同行援護サービス費の注8」を加え、「第3」を「第4」に改める。

○厚生労働省告示第351号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養食(平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「第10」を「第11」に改める。

○厚生労働省告示第352号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める研修(平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「第13」を「第14」に改める。

○厚生労働省告示第百七十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すための間に係る...

厚生労働大臣 小坂川浩平

平成二十三年九月二十二日

第三十二号中「第12」を「第12」に改める。

第三十三号中「第12」を「第13」に改める。

○厚生労働省告示第百七十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すための間に係る...

外国監査法人等に関する公示

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の37第2項の規定により、外国監査法人等の届出事項の変更を次のとおり公示する。

平成23年9月22日

金融庁長官 畑中龍太郎

届出事項

Table with columns: 届出者, 届出日, 変更年月日, 変更事項, 変更後, 変更前, 内容

届出者 アーノスト・アンド・トゥッシュ... 届出日 平成23年8月11日

Table with columns: 変更年月日, 変更事項, 変更後, 変更前, 内容

2011年7月27日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(3)

届出者 フライヌオクターハクスカーパーズ 香港... 届出日 平成23年8月11日

Table with columns: 変更年月日, 変更事項, 変更後, 変更前, 内容

届出者 アーノスト・トゥッシュ... 届出日 平成23年8月4日

届出者 ケーピーエムジー... 届出日 平成23年8月5日

Table with columns: 変更年月日, 変更事項, 変更後, 変更前, 内容

2011年7月22日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。